

鳥取市自死対策緊急強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自死対策緊急強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自死対策を促進することを目的として交付する。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は自死することを考えている者の個々の悩みに応じたきめ細かな相談支援等を行う事業とし、本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う法人等とする。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象事業に必要な費用の全額を予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書は、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、交付決定を受けた年度末までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康こども部部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行し、平成26年10月1日から適用する。